

税源移譲、偏在是正に向けた最近の動向

○国等の動向

地方と法人課税配分見直し論（新聞記事）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
「地方と都市の共生」プログラム（増田大臣）・・・・・・・・・・・・	3

○地方団体の動向

「第二期地方分権改革」への提言（全国知事会議・7月）・・・・・・・・	7
地方税財政に関する緊急提案（関東地方知事会）・・・・・・・・・・・・	14
地方分権改革推進のための当面の方針（全国知事会議・11月）・・	16
4都府県緊急アピール（全国知事会議・11月）・・・・・・・・・・・・	20
平成20年度地方交付税に関する主張（全国知事会）・・・・・・・・・・	22
地方財源の充実強化と税源偏在の是正について（全国知事会）・・	40
地方税の偏在是正議論に係る愛知県の考え方について（愛知県）・・	43

都市から税収移転案

法人2税 地方に1兆円分 政府検討

都市と地方の財政力格差の是正問題で、地方法人2税（事業税、住民税）の地域配分ルール（分割基準）を大幅に変更し、東京都など大都市圏から地方へ1兆円を超える税収を移す案が、政府内で検討されていることがわかった。自民党も参院選大敗の反省から法

人2税の配分見直しを目指しており、年末の税制改正に向けて税源の移転規模が焦点になりそうだ。人口1人当たりの税収を都道府県ごとにみると、06年度決算では最大の東京都は、最小の沖縄県の3・1倍に上る。特に法人2税だと長崎県と

の間で8・1倍もの差になる。企業が各都道府県に持つ事業所・従業員数に応じて納税額を割り振る仕組みで、大企業が集まる大都市圏で税収が高くなるためだ。移転案は財務省が総務省に提案したもので、現行の法人2税の分割基準を見直し、新たに都道府

県ごとの人口や就業者・事業所数などの指標を加えることで実現する。07年度の東京都の標準税収は、標準的な行政サービスに必要な基準財政需要を約3兆円上回っており、1兆円規模の移転は可能と財務省はみている。愛知県や大阪府なども含めると大都市圏から

地方へ1兆数千億円が移るとの試算もある。ただ、分割基準の変更には、大都市の自治体から「応益負担の原則に反する」との批判があり、調整は難航しそうだ。一方、総務省は地域的な偏りが小さい消費税率5%のうち1%分を増やし、その分の法人2税を国税に回す「税源交換」による格差是正を主張している。だが、政府内では「抜本的な消費税論議を抜きに、地方分の拡充だけを先行するのは難しい」との見方が強い。

19年10月14日
朝日新聞

法人2税配分見直し

地方・大都市の格差是正

政府・与党検討

政府・与党は十日、地方
法人二税(事業税、住民
税)の配分方法を見直す
方針を固めた。事業所数
や従業員数に応じた現行

基準を見直して、自治体
の人口も加味するなど進
出企業が少ない地方への
配分を増やす方向で検討
する。税収が東京都など

大都市圏に集中する現状
を改め、都市と地方の財
政力の格差を是正する狙
いだ。(関連記事2面に)

島雄二会長が十日、日本
経済新聞のインタビュー
で、「(地方税収の)地方
間格差の問題はできたら
来年に向けて、目に見え

た方向転換をしたい」と
強調。年末の与党税制改
正大綱に向けた重点検討
課題とする方針を明らか
にした。政府は十一月に
まとめる地域再生戦略に
法人二税の見直しを巨玉
施策として盛り込む方
針。与党税制調査会の検
討を経て、年末までに具
体策を決める考えだ。

法人二税は企業が従業
員数や事業所数に応じて
課税所得を配分し、進出
した自治体に納める仕組
み。企業の本社が多い都
市部に税収が集まる傾向
がある。二〇〇五年度決
算では法人二税の二五・
八%が東京都に集中。住
民一人当たり税収を比較
すると、最大の東京都と
最小の長崎県では六・五
倍の差が開いている。

自治体の人口を加える案
などを検討する。進出企
業が少なく、従業員数を
基準にすると税収が乏し
い自治体も、全体の人口
を基準に割り振られるよ
うになれば現状より配分
が増える。法人二税を地
方の共同財源としたり、
国税として徴収し地方議
与税の形で再配分したり
する案も浮上している。

19年10月11日
日本経済新聞

地方の元気が日本の力

(第2) 「地方と都市の共生」プログラム(地方税財政上の対応)

平成19年11月8日

増田議員提出資料

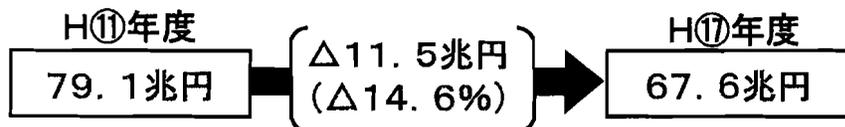
「地方と都市の共生」プログラム(地方税財政上の対応)

地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方の下、
地方と都市の格差の拡大を防ぎ、地方の活力を高めることが、
「地方再生」「地方自立」への途

地方再生に向けた総合的な戦略と連携して、
地方税財政面において以下の取組を一体で進める

<地方税財政の現状>

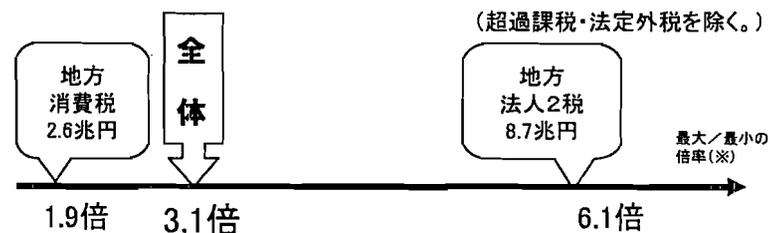
地方一般歳出(決算ベース)の削減状況



(単位: 億円)

	H ¹¹ 年度	H ¹⁷ 年度	削減率(%)
全都道府県(合計)	430,880	360,821	Δ16.3
うち財政力指数0.3未満の団体(※1)	5,863	4,439	Δ24.3
全市町村(合計)	419,733	375,529	Δ10.5
うち5,000人規模の町村(※2)	40	30	Δ24.9

人口1人当たり税収額の偏在度(H18年度)



(※)「最大/最小の倍率」とは、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値。

※1 14団体(山形、大分、佐賀、和歌山、青森、岩手、鹿児島、沖縄、宮崎、長崎、秋田、鳥取、高知、島根)の平均
 ※2 人口4~6千人の町村(109団体)の平均

I 地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠の確保

1. 地方再生・活性化対策の実施

- 地方財政計画の歳出に「地方再生・活性化対策費」(仮称)を新設し、地方交付税の特別枠を確保。
- 地方交付税の算定は、条件不利地域の状況や行革(歳出削減)努力も勘案。

2. 基本方針2006の歳出改革方針は堅持

- 特別枠の財源は、新たな国の支出に依存せず、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。
 - 地方全体の歳出は増加せず
 - プライマリーバランスの改善にもマイナスの影響を与えない

II 地方税改革の方向を踏まえつつ、地方税の偏在を是正

1. 地方税改革の方向

- 国と地方の役割分担(歳出比 国4:地方6)を踏まえ、税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1:1を目指して地方税を充実。
- その際、地方消費税の充実などにより、税収が安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築。

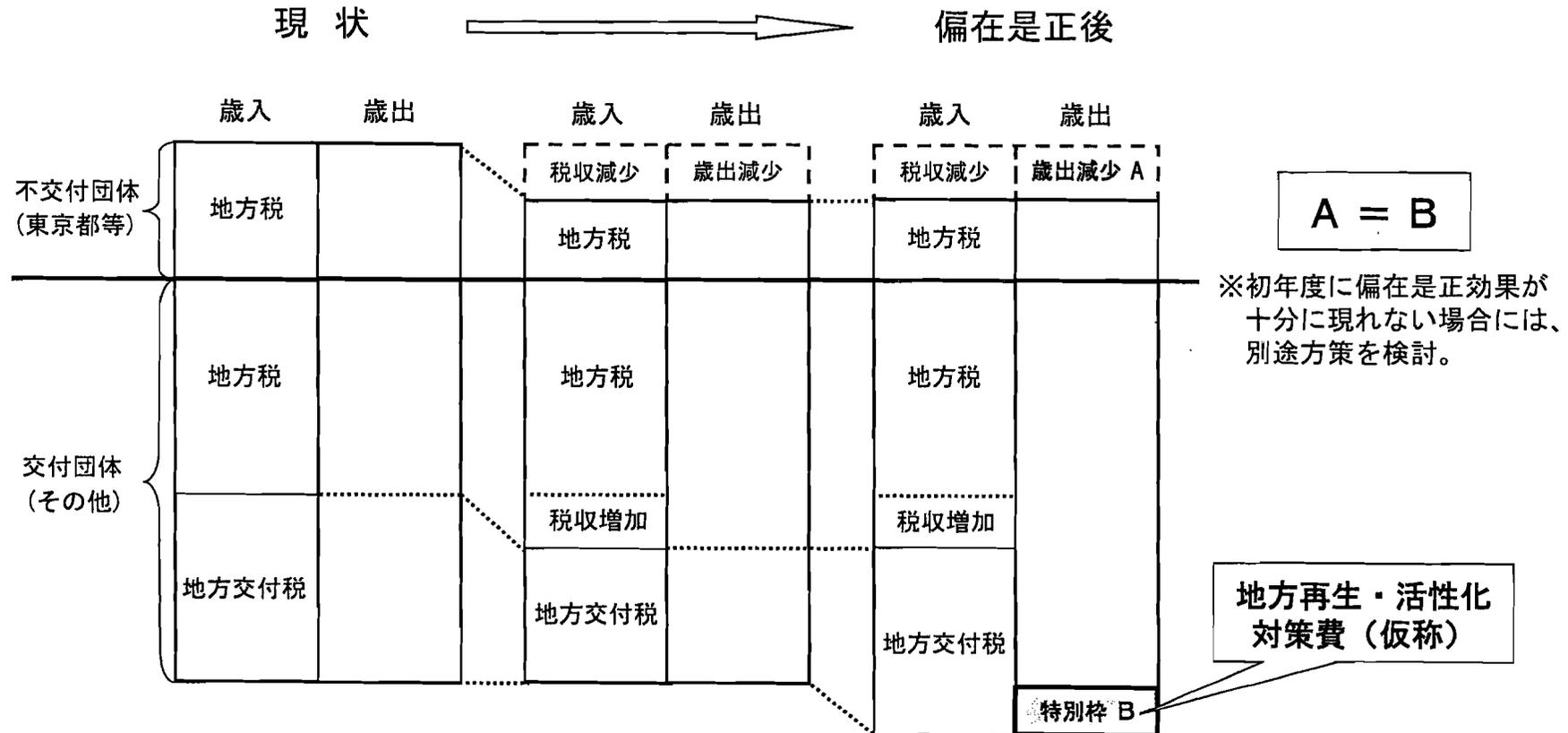
2. 偏在是正の方法＝税源交換を基本に検討

- 偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい地方法人二税を交換。(当面、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、地方法人二税を国の法人税の地方交付税分に、それぞれ一部移管することを中心に検討)
 - 地方税改革の方向に対応
 - 減収団体も税収安定

【参考】国の消費税1%分(2.6兆円)を地方法人二税と交換した場合
東京都△約3,000億円 愛知県△約800億円 等

「地方と都市の共生」プログラム（実施イメージ）

- 地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。
- 東京都等の歳出が減少し、交付団体の歳出に振り替わるものであって、地方全体の歳出は増加しない(A=B)



「第二期地方分権改革」への提言

－日本の改革・再生は地方分権型社会から－

1 分権改革の理念と方向

地方分権の推進については、「経済財政諮問会議」の骨太方針2001の中で、「国の過度の関与」について、「国の非効率が地方の非効率につながる仕組み」であり、その結果、地方の「個性が失われ、効果の乏しい事業までが実施されるという弊害」があると指摘され、いわゆる三位一体改革を経た、骨太方針2007においても「官主導、中央集権型の政府からの脱却を図り、人口減少やグローバル化に対応した21世紀型の行財政システムを構築しなければならない」とされているところである。

また、地方分権改革推進法においても「地方分権改革の推進は、（略）地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする」と述べられているなど、中央集権システムから地方分権型社会への転換を図ることが、この国の再生のために必要であることは、いまや国と地方の共通認識である。

しかしながら、三位一体改革において、国から地方への3兆円の税源移譲が実現したことは画期的であったものの、国庫補助負担金改革については、補助率の切り下げや交付金化などが行われたため、地方の裁量を高める真の分権改革はいまだ道半ばといわざるを得ないのが実態である。

さらに三位一体改革と同時に、5兆円に上る地方交付税の削減が行われたため、小規模市町村をはじめ、地方は厳しい財政運営を強いられる結果となり、この間の改革は残念ながら地域の活性化には必ずしもつながらなかった。

こうした結果をもたらした背景には、法的な担保の不在や第三者による推進体制がなかった点があげられており、第二期地方分権改革においては、政府は新しい地方分権改革推進法をいち早く成立させ、地方分権改革推進委員会を発足させた。

全国知事会としては、この機を捉え、日本の再生・活性化を目指す立場から、地方分権改革推進委員会と連携し、真の分権型社会を構築するため、税源移譲、権限移譲、国の関与・義務付け等の廃止・縮小、国・地方を通じた簡素・効率的な行政組織の構築を図るとともに（仮）地方行財政会議の設置を求める等、以下の点について、具体的な提言を行うものである。

2 税財政のあり方 ～税源移譲の実現～

真の地方分権を実現するためには、国と地方の実際の支出に見合った税財政構造を構築し、地方公共団体が自立(律)的に運営できる基盤をつくりあげることが必要である。

そのためには、国からの税源移譲を進め、地方税財源の充実強化を図ることが重要となるが、その基本的な仕組みとして、次のとおり提言するものである。

(1) 税源移譲により国税と地方税の税源配分5：5に

三位一体改革により、3兆円の税源移譲が実現したものの、教育や福祉、防災等住民生活の安心・安全を支える地方が、住民視点の行政を実現していくには、税収を地方歳出に見合ったものとなるよう、より一層の税源移譲が必要であり、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指すべきである。

この場合において、国・地方の税源配分を5：5とするには、税収動向を踏まえると、6兆円程度の税源移譲が必要となる。

これまで、全国知事会においては、平成15年に8兆円程度の国庫補助負担金の一般財源化を提言し、さらに平成16年には三位一体改革のもとで国の要請に応え、3.2兆円の一般財源化を提言した。

しかしながら、三位一体改革において、地方が提言したもののうち、一般財源化されたものは、約7,000億円に過ぎなかった。

今回の改革にあたり、全国知事会としては、地方分権改革推進委員会の検討状況を見ながら、具体的な税源移譲について、今後、プロジェクトチームによる国庫補助負担金の削減、地方支分部局の整理、国から地方への権限移譲等の検討を行い提言していくが、その過程において国においては地方と積極的な協議を行い、その実現を図ることを求めるものである。

(2) 税源移譲にあたっての地域間の調整

しかし、6兆円程度の税源移譲を現実に進めるにあたっては、税の地域間偏在をどのようにして是正するのが、極めて重要な課題である。

6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行う必要がある。

ただし、この場合において、税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されないよう強く求めるものである。

こうした観点から、税源移譲にあたっての地域間の調整については、今後、地方分権改革推進委員会の検討状況を踏まえた全国知事会としての国庫補助負担金等や税源移譲の具体的な方策のとりまとめの中で進めることとなるが、その場合においては次の3点を基本とすべきと考える。

- ① 税源の移譲にあたっては、対象税目を偏在度の少ない税目、具体的には地方消費税、住民税とする。
- ② 地方税の税目については、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとなるよう検討を行うとともに、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行う。
- ③ 移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行う。

(3) 地方交付税の総額確保と「地方共有税」の導入

- ① 財源調整・財源保障機能の堅持、税源移譲を踏まえた地方交付税の法定率の見直し等、総額の確保

地方交付税については、地方の財政需要を適切に反映した財源保障機能や財源調整機能を堅持し、安定的な財政運営のもと、住民の生活が守られるようその総額を確保することが何よりも必要である。

また、三位一体改革においては、3兆円の税源移譲は、本来国庫補助負担金の一般財源化に見合ったものであったにもかかわらず、地方交付税の法定率に変更されず、地方交付税の削減も同時に行われるという不合理な結果になっている。税源移譲においても、地方交付税の原資となっている国税の法定率分が減少することのないよう、法定率の引き上げなどの調整を図る必要がある。

- ② 「地方共有税」の導入

地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れ等を行う方式に改めることが必要である。

3 事務事業のあり方 ～権限移譲、国の関与・義務付け等の廃止・縮小～

昨年12月に成立した地方分権改革推進法において、「国は、国家としての存立にかかわる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方への権限の移譲を推進するとともに、地方に対する義務付け、関与の整理・合理化等、所要の措置を講ずる（一部省略）」とされたところである。

地方分権型社会の確立のためには、地域の実情にあった行政運営を進め、住民満足度を最大化するため、権限移譲・国の過剰関与の廃止等を行うことが税源移譲による地方財政の確立とともに必要であり、これにより地方分権改革推進委員会が言う「地方政府」の確立がはじめて可能になると考える。

このため、全国知事会としては、各プロジェクトチームにおいて、「地方にできることは地方が担う」という大原則の下、①住民や地域のニーズに応じた施策の推進、②住民本位のより迅速な事務の執行、③簡素で効率的な組織体制の実現の観点から、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小について検討を行ってきた。

このたび、プロジェクトチームの検討状況を踏まえ、まず94項目（都道府県に対する国の関与等62項目、市町村に対する国の関与等30項目、市町村に対する都道府県の関与等2項目）、権限移譲・二重行政の解消等について38項目、合計132項目（一部重複）を提言する（資料1、資料2参照）。

4 行政組織のあり方 ～二重行政の解消、国・地方を通じた簡素・効率化～

国・地方を通じた長期債務残高が770兆円を超える中、国・地方が連携し、簡素で効率的な行政体制を実現することが求められている。

しかし、平成15年度から平成17年度の3年間で、地方は徹底した行財政改革を進め、地方歳出は、2兆7,814億円（3.0%）の減、地方公務員一般行政職は36,725人（3.4%）の減となっているが、一方、国においては歳出は、3兆1,036億円（3.8%）の増、国家公務員数は1,069人（0.2%）の減であり、三位一体改革による4兆円の国庫補助負担金見直しに関連した職員数の減は、わずか47人の削減（⑰27人、⑱20人、32万人の0.015%）に止まっている。

そのため、今後、国・地方を通じた簡素で効率的な行政組織を確立するためには、以下のとおり、国庫補助負担金件数の大幅な削減、地方支分部局の整理・合理化により、二重行政を廃し、簡素・効率化を図ることが必要である。

（1）国庫補助負担金件数の削減

国庫補助負担金の見直しについては、三位一体改革において、地方六団体案148件中約3割しか廃止されなかったため、3兆円の削減にもかかわらず、それに関連した人員削減は、わずかなものにとどまった。今回は、行政簡素化の観点から件数削減を徹底する必要がある、補助率の引き下げ等ではなく、総件数を半減するなど大幅な整理合理化により、国は組織定数の縮減を目指すべきである。

全国知事会としては、今後、国庫補助負担金の件数の半減に向けて、プロジェクトチームを中心にさらに検討を行っていくものである。

（2）直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも廃止すべきである。

(3) 地方支分部局の整理

① 地方支分部局の整理に関する基本的な考え方

- (7) 地方支分部局については、二重行政解消等の観点から不要なものについては廃止すべきである。その上で、地方でできることは地方で行うという考えのもとで、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべきである。
- ・都道府県単位の地方支分部局については、原則廃止
 - ・ブロック単位の地方支分部局については、地方でできるものは廃止
 - ・ただし、
 - (a) 国の存立に関わる事務を取り扱う組織（入国管理局、税関等）
 - (b) 全国的な規模・視点に立つて行う必要のある事務を取り扱う組織・事務（地方航空局（航空管制部門）、管区气象台等）等は除く。
- (4) 地方支分部局の事務・権限等の地方への移譲については、必要な事務・権限の内容を十分精査し、不要な事務は廃止した上で、事業仕分けを行い、民間でできることは民間で行うとともに、地方で行うべきものについては事務・権限と財源を一体的に移譲すべきである。
- (5) 地方支分部局の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず組織・事務の徹底したスリム化を進め、その上で地方として、必要な人員の受け入れについて、協力をするものとする。

〈参考〉これまでの人員削減状況（⑥～⑱）

・都道府県知事部局	▲ 17.4%
・国	▲ 4.9%

② 地方支分部局の整理の具体案

個々の地方支分部局の整理に関する知事会のプロジェクトチームの検討結果は、別紙のとおりであるが、これは国の地方支分部局に関する情報が極めて乏しい中で、限られた時間で基本的な方向性について提案を行うものであり、今後、政府の地方分権改革推進委員会と連携を図りながら、地方支分部局に関する詳細な情報提供を求めたうえで、その抜本的な見直しに向けた更なる提案を行うものである。

5 これからの国・地方のあり方 ～住民視点から国・地方の連携を～

国と地方が、ともに住民視点に立った効率的かつ住民満足度の高い行政サービスを提供するには、国と地方がしっかりと連携し、お互いの理解の下に分権改革を進める必要がある。

そのためにも、国と地方の真の対等・協力関係の構築を図り、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう中央政府と地方政府が対等・協力の立場にある（仮）地方行財政会議を法律に基づき設置すべきである。

そしてその前提として、住民理解を促進するためにも、地方財政計画など地方の行財政を左右する国の政策決定過程の透明化など、徹底した情報公開を進めるとともに、その決定に対する地方の参画を図ることが不可欠である。

平成19年7月25日

全国知事会

(別紙)

国の地方支分部局の見直しについての経済財政諮問会議有識者議員案とプロジェクトチームからの意見対比表

省庁名	支分部局名	諮問会議案	PT意見
総務省	総合通信局	○	○
	沖縄総合通信事務所	○	○
法務省	地方法務局等	○	○
厚生労働省	地方厚生局	○	○
	都道府県労働局	○	○
	労働基準監督署	○	○
	公共職業安定所	○	○
中央労働委員会	地方事務所	○	○
農林水産省	地方農政局	○	○
	北海道農政事務所	○	○
	北海道統計・情報事務所	○	○
林野庁	森林管理局・署（国有林野の管理・運営を除く。）	○	原則廃止 （一部存続） （注1）
水産庁	漁業調整事務所	○	原則廃止 （一部存続） （注2）
経済産業省	経済産業局	○	○
国土交通省	地方整備局	○	原則廃止 （一部存続） （注3）
	北海道開発局	○	○
	地方運輸局	○	○
	地方航空局（地域空港の整備に関する企画立案・調整に限る。）	○	○
環境省	地方環境事務所	○	○

※ ○は廃止

（注1）森林治水事業、地すべり防止事業のうち、国有林に関するものは存続。統計調査については、存続と廃止の両論があった。

（注2）外国船の取締については、存続。外国漁船の寄航許可、漁業の許可等の連絡調整については、存続と廃止の両論があった。

（注3）国道の管理等については、公共事業等にかかる地方の役割を拡大し、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いもの（下記の事業）に限定したうえで、存続。

- ・道路（高速自動車国道、一般国道の一部で真に国が責任を持つべきもの）
- ・河川（2都府県以上にまたがる河川の一部、海岸事業の一部で真に国が責任を持つべきもの）
- ・港湾（スーパー中核港湾等）
- ・飛行場（一種空港）

地方税財政に関する緊急提案

地方の財政的な自立のために必要な財源の確保策としては、自治体間の対立をもたらすような法人二税の再配分といった手法をとるのではなく、地方税財源総額を拡充させることにより、疲弊している地方を活性化すべきである。

については、国においては、地方交付税総額の復元・拡充を図るとともに、地方税源の充実に向け、消費税に係る国と地方の配分割合の変更や税率引き上げを含めた抜本的な検討に直ちに入るよう強く要望する。

平成19年11月7日

関東地方知事会

会 長	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	東 京 都 知 事	石 原 慎太郎
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	堂 本 暁 子
	神 奈 川 県 知 事	松 沢 成 文
	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	静 岡 県 知 事	石 川 嘉 延
	長 野 県 知 事	村 井 仁

消費税率引き上げを

関東地方 税源拡充に提言 知事会

十都県が参加する関東
地方知事会は二十三日、
東京都内で会議を開き、
地方の税源拡充のため消
費税率引き上げの検討に
入るよう国に緊急提案書
を出すことでも合意した。

全国知事会によると、
地方の知事会が消費税引
き上げの検討を促す提言
をするのは初という。

消費税をめぐっては、
経済財政諮問会議が税率
引き上げを検討する方針
で、関東地方知事会が提
言すれば政府・与党が進
める国と地方の税財政改

革論議に影響しそうだ。
会議では石原慎太郎都
知事が「消費税を2%上
げるだけでかなりの財源
になる。パイを大きくし
ない限り（都市と地方の
格差などの）問題は解決
しない」と提案。「偏在
性が少なく地方の財源を
手当てするのは消費税し
かない」（長野・村井仁
知事）、「地方は福祉にも
のすく（金を）使って
いる。地方が声を上げる
ことだ」（神奈川・松沢
成文知事）と賛成が相次
いだ。

埼玉の上田清司知事
は、現行税率5%のうち
1%となっている地方消
費税分の引き上げを求め
るべきだとしたが、松沢
知事は「増税をタフー視
せず、増やした分を地方
がより多くもつえるよう
な方向性を出した方が
（提言として）インパク
トがある」と述べた。

会議では国・地方財政
の三位一体改革で五・一
兆円が削減された地方交
付税を元に戻すよう国に
求めることを決定した。

19年10月24日
神奈川新聞

全国知事会「地方分権改革推進のための当面の方針」 の取りまとめに向けた緊急アピール

現在、国においては、税収の偏在に着目してこれを是正する動きが高まっている。しかし、実際には、地方間の税収格差は縮小傾向にあり、かつ地方交付税により調整されている。それにもかかわらず、地方が困窮しているのは、地方交付税の大幅削減がその原因であり、地方交付税の復元を図らなければ、地方の疲弊は解決できない。本来は、税源移譲を目指した議論を併せて行うべきであるが、当面の対応として最も必要なことは、地方交付税の復元である。

しかしながら、国はそのことを放置し、地方の基幹税である地方法人二税の実質国税化など、本来の地方分権の流れと逆行する議論すら展開している。

一方、総務省は「地方と都市の共生」プログラムにおいて、地方法人二税と消費税の税源交換と地方交付税の特別枠の創設を発表したが、歳出改革方針は堅持するなど総額抑制の方向は崩しておらず、慎重な検討を要する内容となっている。

東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県は、このような状況の中で、全国知事会において、都市と地方が対立して本来の改革を行えないことを危惧するものであり、全団体が一致団結するために、以下の点で全ての都道府県が共通認識を持つ必要があると考える。

1 「地方交付税の復元・充実」でまとまること

国による一方的な地方交付税の削減によってもたらされた地方の困窮を、地方税制に手を加え、地方間の水平調整で解決しようとするのは、地方分権改革に逆行するものである。現在なすべきことは、削減された地方交付税の復元と地方財政計画における適正な需要算定である。

2 「地方法人二税の実質国税化に断固反対」でまとまること

国においては、地方法人二税について、国税化して地方に譲与する方式や、実質的に国が徴収して一定の基準で地方に配分するなどの見直し案が検討されているが、これらは地方分権の流れに逆行するとともに、地方税の原則を無視するものである。さらに、地方の企業誘致等による税源涵養努力を減じかねないものでもあることから、地方として到底受け入れられるものではない。

3 「税源移譲の推進」でまとまること

(地方法人二税と消費税の交換及び地方交付税の特別枠については、その効果を検証する必要があり、現時点で判断すべきでないこと)

地方法人二税と消費税の交換は、地方税収の安定化をもたらすという効果がある一方、地方交付税財源の不安定化をもたらす。また、基本方針2006での歳出改革方針が堅持され、地方全体の歳出が抑制されている中で、結局は大都市部の地方法人二税を単に地方に振り替えるだけのものである。地方分権の推進のためには税源移譲が最も重要であり、7月の全国知事会でも、税源移譲と税源偏在の調整は不可分なものとし、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられないようにすべきとされたところである。

さらに、特別枠確保の一方で、歳出削減努力による地方交付税本体の削減が示唆されており、三位一体改革時のように、実質的に地方の一般財源の削減につながる恐れがある。このため、慎重な検討が必要であり、現時点で早急に判断すべきものではない。

以上のことから、当面の方針については、「地方交付税総額の復元・充実」、「地方法人二税の実質国税化への反対」、「税源移譲の推進」を全会一致で決定すべきである。

東京都知事	石原	慎太郎
神奈川県知事	松沢	成文
愛知県知事	神田	真秋
大阪府知事	太田	房江

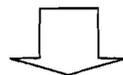
地方税の偏在是正議論に係る愛知県の考え方について

平成19年11月
愛知 県

- 法人二税の配分見直し論(法人二税の一部を地方団体間で、人口等を基準に再配分) (財務省の主張)
- 税源交換論(消費税と法人二税の一部を交換) (総務省の主張)

本県の主張

- 人口などによる法人二税の再配分は、地方税の受益と負担の関係を無視する極めて乱暴な議論
- 法人事業税は、明治11年の府県制の始まりとともにあった営業税から続く都道府県の基幹税
- 法人二税は、企業と地方団体とを結びつけ、地域経済と地方行政の共存共栄をもたらす重要な役割を果たしている
- そもそも地方税源の偏在は縮小傾向
一人当たり道府県税収の比較 <東京都/沖縄県> 平成元年度:4.5倍→平成18年度:2.9倍



○「法人二税の配分見直し」、「税源交換」のいずれの場合でも、現行の地方財政計画及び地方交付税制度のもとでは、交付団体の税収が増える分は交付税の削減で打ち消され、不交付団体の税収が減る分は交付税総額が削減されることとなり、地方一般財源総額は減少する。結果として、地方財源が国に吸い上げられるだけである。

⇒ 地方分権に逆行する議論ではないか

○そもそも、「地方の疲弊」による地域間の格差が問題となった原因は、三位一体改革を通じて、税源移譲と関係ないところで地方交付税が5.1兆円も大幅に削減されたことに尽きる。

⇒ 地方税の偏在是正よりも、地方交付税の復元・充実にまずは取り組むべき

- 本県への影響額の試算(仮に、消費税1%分〔19国予算ベース2.7兆円(※)〕を法人事業税と税源交換すると想定した場合)

(※)2.7兆円
=消費税4%のうち1%分
(10.6兆円×1/4)

* 現在の税収でも繰入運用400億円を行わないと当初予算を組めない状況

* この上、さらに税源交換により法人事業税を大幅に削減されれば、再び交付団体となり、予算が編成できない事態

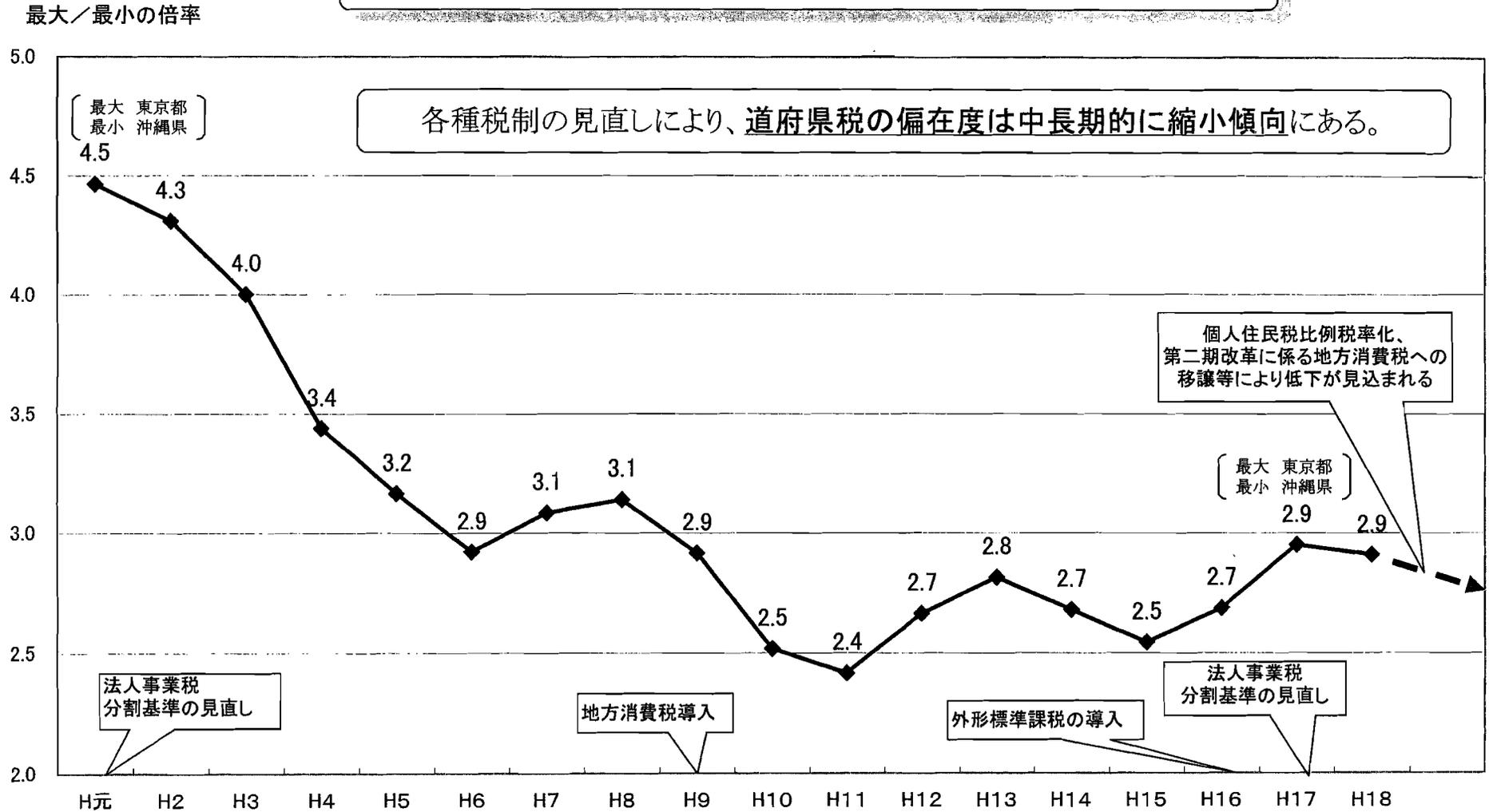
2. 7兆円の税源交換(消費税1%)影響額試算

(億円)

都道府県	地方消費税 消費に相当 するシェア	地方法人 課税 法人課税果分 ⑩決算ベース 超過除き	差 引	消費増税1%の影響額試算			税 増減 A + B
				消費税 移譲額	法人課税 逆移譲額	差 引 増減 A	
北海道	4.68%	2.41%	2.26%	1,245	△ 642	603	90
青森	1.10%	0.58%	0.52%	293	△ 153	139	17
岩手	1.02%	0.55%	0.47%	270	△ 146	124	13
宮城	1.83%	1.41%	0.43%	488	△ 374	113	8
秋田	0.84%	0.41%	0.43%	224	△ 109	115	14
山形	0.89%	0.50%	0.39%	238	△ 133	105	11
福島	1.54%	1.21%	0.33%	410	△ 322	88	1
茨城	2.19%	2.11%	0.07%	582	△ 563	19	△ 20
栃木	1.56%	1.64%	△ 0.08%	416	△ 437	△ 21	△ 23
群馬	1.55%	1.35%	0.20%	414	△ 359	55	△ 4
埼玉	4.56%	3.63%	0.93%	1,213	△ 967	246	19
千葉	4.25%	3.29%	0.96%	1,130	△ 876	254	26
東京	13.53%	24.82%	△ 11.29%	3,600	△ 6,605	△ 3,005	△ 3,005
神奈川	6.36%	5.80%	0.56%	1,692	△ 1,544	149	△ 11
新潟	1.85%	1.46%	0.39%	492	△ 389	103	△ 0
富山	0.85%	0.74%	0.11%	226	△ 196	30	△ 5
石川	0.92%	0.82%	0.10%	245	△ 219	26	△ 6
福井	0.64%	0.61%	0.03%	169	△ 161	8	△ 9
山梨	0.70%	0.67%	0.03%	186	△ 177	9	△ 9
長野	1.79%	1.29%	0.50%	476	△ 342	134	11
岐阜	1.58%	1.21%	0.36%	420	△ 323	97	5
静岡	3.07%	3.16%	△ 0.09%	817	△ 842	△ 25	△ 35
三重	1.33%	1.47%	△ 0.14%	354	△ 391	△ 36	△ 26
滋賀	0.90%	1.06%	△ 0.16%	241	△ 282	△ 42	△ 23
京都	2.10%	1.88%	0.22%	560	△ 500	60	△ 6
大阪	7.34%	8.22%	△ 0.87%	1,954	△ 2,187	△ 232	△ 118
兵庫	4.00%	3.33%	0.67%	1,066	△ 887	179	3
奈良	0.84%	0.49%	0.35%	224	△ 130	94	10
和歌山	0.69%	0.53%	0.16%	185	△ 142	42	△ 2
鳥取	0.47%	0.25%	0.21%	124	△ 68	57	5
島根	0.55%	0.32%	0.24%	147	△ 84	63	3
岡山	1.39%	1.35%	0.04%	370	△ 359	11	△ 15
広島	2.20%	2.12%	0.09%	587	△ 564	23	△ 18
山口	1.05%	1.04%	0.01%	281	△ 277	4	△ 15
徳島	0.58%	0.46%	0.12%	155	△ 123	32	△ 3
香川	0.83%	0.69%	0.14%	220	△ 183	37	△ 2
愛媛	1.06%	0.78%	0.28%	282	△ 209	74	3
高知	0.59%	0.27%	0.32%	157	△ 72	85	9
福岡	3.87%	3.09%	0.78%	1,029	△ 823	207	15
佐賀	0.62%	0.43%	0.19%	166	△ 115	51	2
長崎	1.07%	0.50%	0.57%	285	△ 133	153	21
熊本	1.37%	0.78%	0.59%	365	△ 208	157	21
大分	0.93%	0.64%	0.29%	248	△ 170	78	5
宮崎	0.82%	0.42%	0.40%	219	△ 112	107	13
鹿児島	1.23%	0.66%	0.58%	329	△ 175	153	18
沖縄	0.82%	0.50%	0.31%	218	△ 134	84	6
合計	100.00%	100.00%	0.00%	26,613	△ 26,613	0	△ 3,808

○ 各団体の税収増の75%は基準財政収入額の増を通じて、交付税が減。
 ○ 残りの25%も、留保財源の増として、基準財政需要額を圧縮して交付税が減。
 ※ ここでは、基準財政需要額のシェアにより算出

人口一人あたり税収額の偏在度の変化(道府県税)



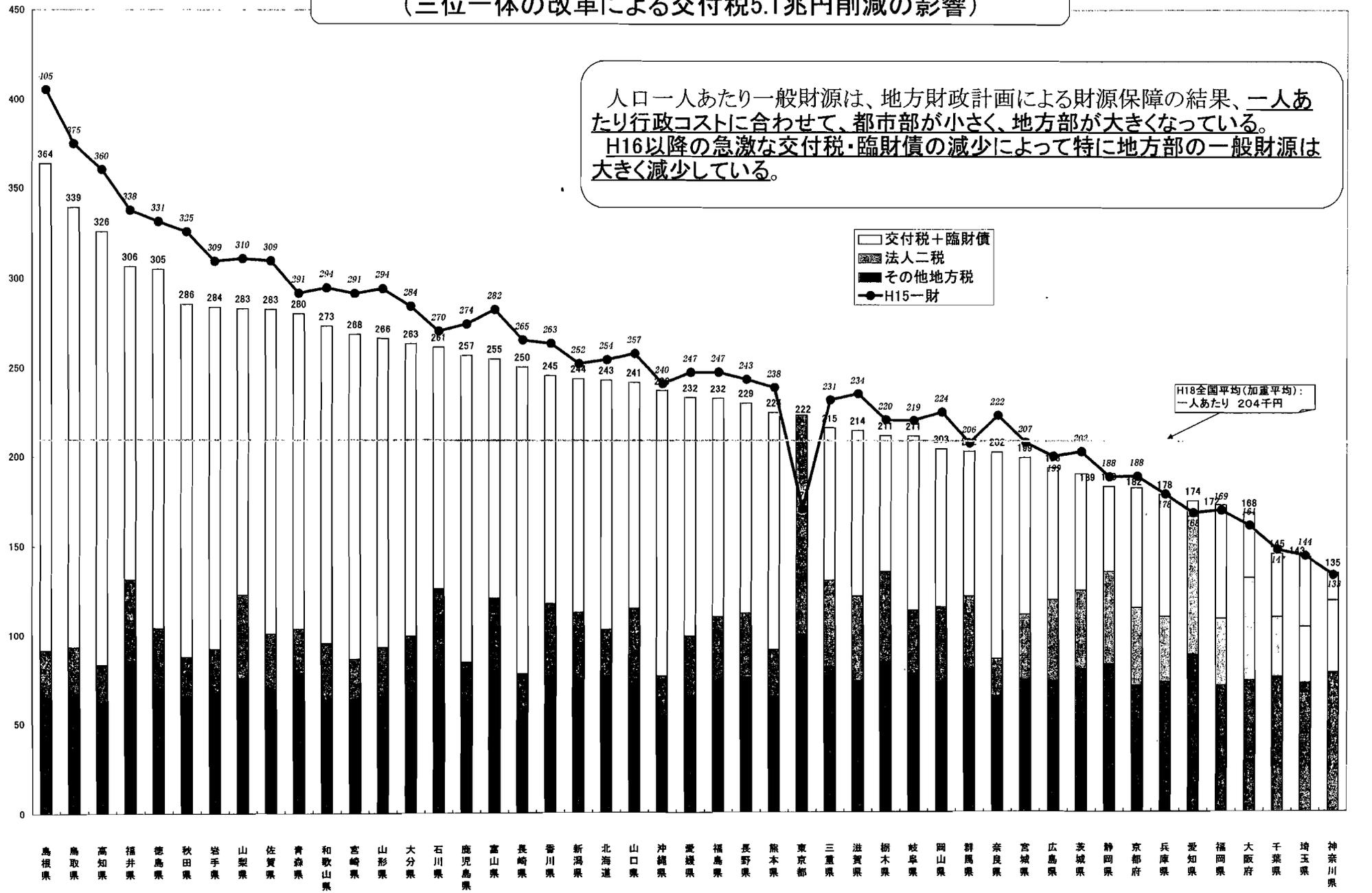
※ 「最大／最小の倍率」は、各都道府県ごとの一人あたり税収額(道府県税)の最大値を最小値で割った数値。

※ 税収額は超過課税を除いている。また、都が徴収する市町村税相当額を除いている。

※ 人口は国勢調査人口を用いた。(H元-S60国調、H2~6-H2国調、H7~11-H7国調、H12~16-H12国調、H17~18-H17国調)

平成18年度と平成15年度の人口一あたり一般財源の比較 (三位一体の改革による交付税5.1兆円削減の影響)

人口一人あたり一般財源は、地方財政計画による財源保障の結果、一人あたり行政コストに合わせて、都市部が小さく、地方部が大きくなっている。
H16以降の急激な交付税・臨財債の減少によって特に地方部の一般財源は大きく減少している。



多

一人あたり一般財源

少

※ ここで「一般財源」とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債の合計としている。
 ※ 法人二税及び地方税は、超過課税を除いている。また、都が徴収する市町村税相当額(法人市町村民税、固定資産税等)を除いている。

「地方法人課税の再配分」「税源交換」のいずれの場合も「交付税総額」は減少

消費税と地方法人課税の
税源交換 = 総務省案

- ① 従業者数及び事業所数の指標で再配分
- ② 単純に人口で再配分
- ③ 消費税の一部を地方消費税へ同額の地方法人課税を法人税へ

試算の前提

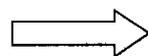
・法人事業税の約半分3兆円を、
従業者数1/2、事業所数1/2で
配分

・法人事業税の約半分3兆円を、
人口で配分

・消費税1%相当(2.7兆円)を税源交換
(これに伴う交付税原資の増減は法定率
の変更で確保)

※ 地方法人課税はさしあたり、県分を想定(都が徴収する市町村税は含まない)

試算結果



いずれのケースも交付税及び地方一般財源が減少

(単位:億円)

	①従業者数等で再配分			②人口で再配分			③税源交換		
	地方税	交付税	一般財源	地方税	交付税	一般財源	地方税	交付税	一般財源
東京	△3,500	- 水準超の減	△3,500	△4,500	-	△4,500	△3,000	-	△3,000
愛知	△900	-	△900	△1,000	-	△1,000	△800	-	△800
その他	+4,400	△4,400	±0	+5,500	△5,500	±0	+3,800	△3,800	±0
都道府県計	±0	△4,400	△4,400	±0	△5,500	△5,500	±0	△3,800	△3,800

誤解: 交付団体の税が増えても、基準財政収入額は75%しか増えないため、交付団体の一般財源(税+交付税)は増えるのではないか。

誤り。交付税総額は地財計画で決定されるため、留保財源の概念は関係なく、交付団体の税収増の100%が交付税減。

交付税制度に内在する財政力格差拡大の仕組み

N-1年度
地財計画

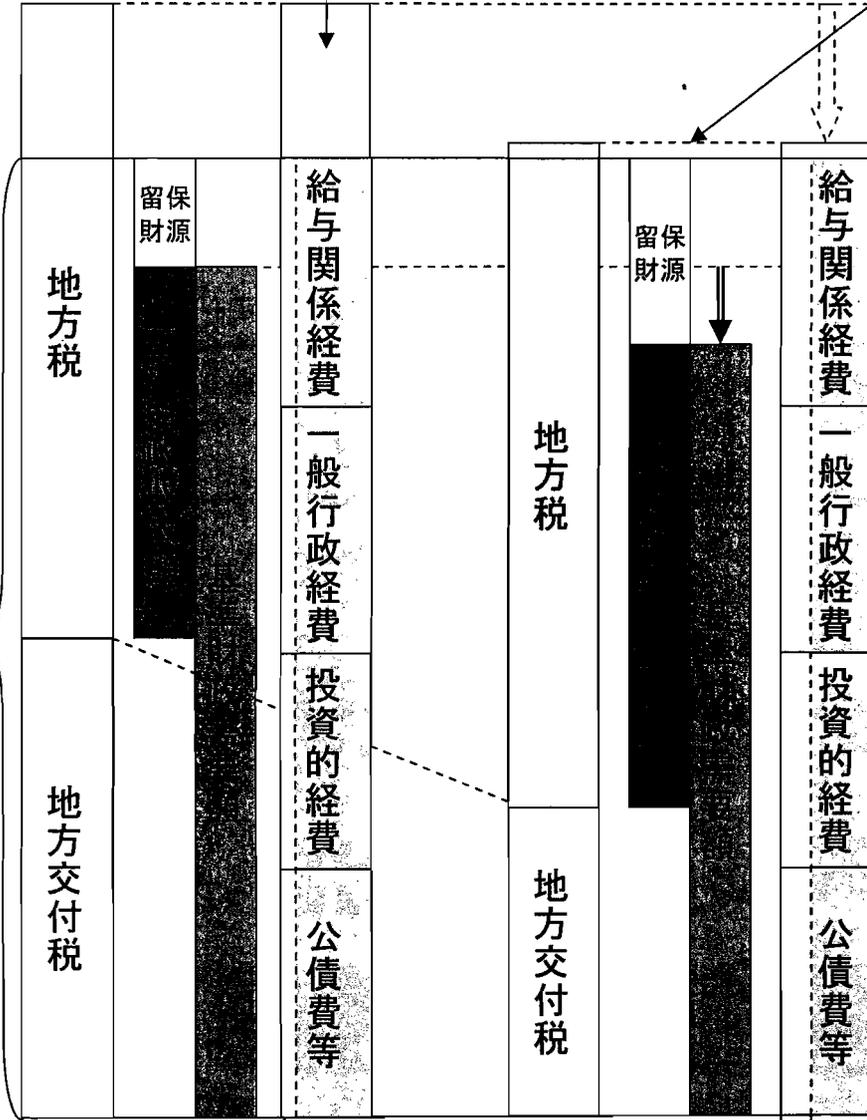
税源偏在を是正

N年度
地財計画

水準超経費(不交付団体の財源超過相当)

税源偏在の是正による不交付団体の減収は、水準超経費の減を通じて地財歳出規模を縮小。地方税総額は変わらないため、水準超減と同額の交付税が減少。

地財計画に留保財源はない



(交付団体に)必要な一般財源

「地方財政計画」
 ○ (交付団体の)一般財源が前年同額で、偏在是正により(交付団体の)地方税が増えれば、同額地方交付税が減少。
 歳出歳入一体改革(基本方針2006)にしたがって歳出削減を進める中で、一財増は困難

「交付税算定」
 ○ 地方税と同額地方交付税が減っても、基準財政収入額はその75%しか増えないため、残り25%分(=留保財源分)は基準財政需要額を減らさざるを得ない。

留保財源の増分だけ需要が減少
 = この需要額カットをどの需要で行うかは地財計画
 歳出の伸びとは無関係に行われる。

地財計画：交付団体の税収増(=水準超減) = 交付税の減
 交付税：交付税の減 = 交付団体の基準財政収入額増(=交付団体の税収増×75%) + 交付団体の基準財政需要額減

∴ 交付団体の基準財政需要額の減 = 交付団体の税収増 × 25%

不交付団体の減収分は、100%交付税の減となる

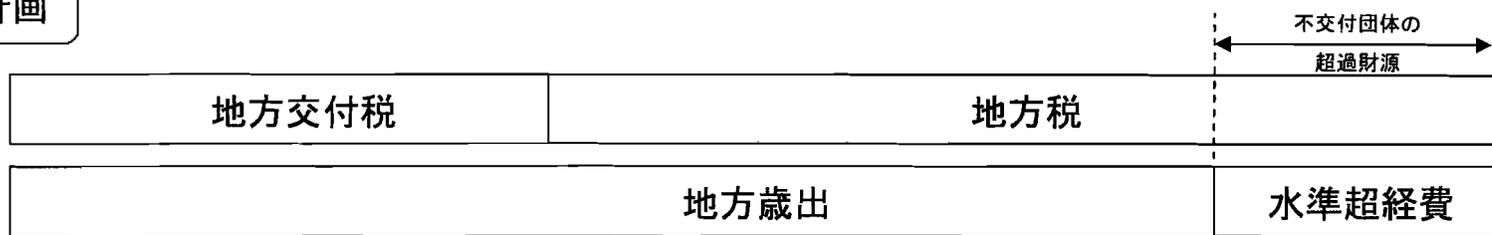
→国の財政を助けるだけの偏在是正

留保財源対応 需要額対応 留保財源対応が増 需要額対応が減

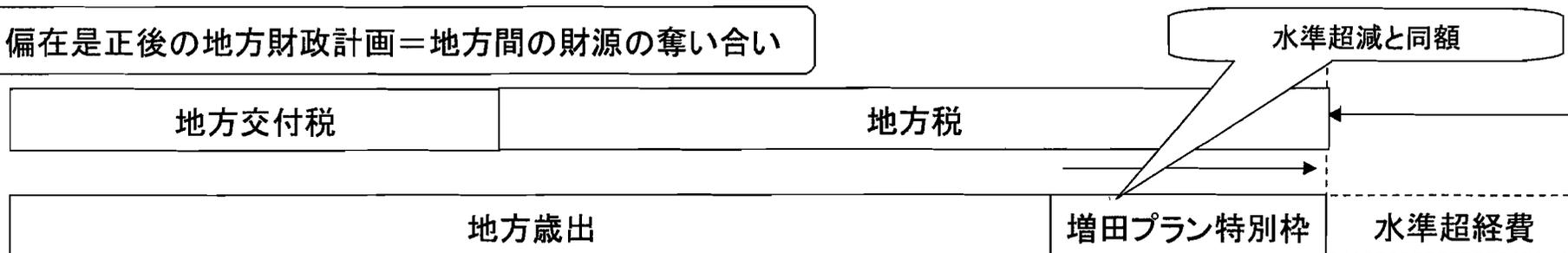
「地方と都市の共生プログラム」(増田プラン)における地方交付税の特別枠について

- 地方財政計画は、交付団体の一般財源を総体として保障する制度。歳出一定のもと、交付団体の税が増えれば、当然に交付税が減る。
- 偏在是正による交付税減分だけ特別枠を設け、交付税を減らさないという発想は、交付団体の需要に不交付団体の税収を充てるという「水平調整」の考え方と実質的に変わらない。**

現行の地方財政計画



偏在是正後の地方財政計画＝地方間の財源の奪い合い



- ・地財計画歳出の増は、基準財政需要額の増を通じて、交付団体のみの財源を増やす。
- ・減らされる不交付団体の財源(水準超経費)との関連はまったくない。「他団体の財政需要のために、強制的に地方税を拠出する」という水平調整の発想とまったく同じ。「地方間の財源の奪い合い」であることに変わりなし。

あるべき地方財政計画＝交付税の復元・充実

